

高知市こども計画（仮称）策定支援委託業務に係る公募型プロポーザル審査要領

高知市こども計画（仮称）策定支援業務の委託先を選考するに当たり、「高知市こども計画（仮称）策定委託業務プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）の審査に関する事項を次のとおり定める。

1 審査の対象となる者

審査は、次の各号をすべて満たす者を対象に行う。

- (1) 「高知市こども計画（仮称）策定支援委託業務公募型プロポーザル募集要領」（以下「募集要領」という。）に規定する参加資格要件をすべて満たす者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した者

2 審査の項目

審査項目は「別表 審査項目の内訳、審査の視点及び配点」のとおりとする。ただし、事業費の見積額に応じ、評点に最大5点を加え、また、高知市内に主たる本社又は本店、支社、支店、営業所等を有している者については、評点に最大5点を加える。

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを聴取する審査委員会を開催する。なお、企画提案者が1者の場合もプレゼンテーションを行う場合がある。

- (1) 面接日

令和7年7月29日（火）

※ 面接時間及び場所等については、別途通知する。

- (2) プレゼンテーション

- ① プレゼンテーションの時間は1者20分以内とする。
- ② プレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を15分程度設ける。
- ③ プレゼンテーションの参加者は1者につき2名までとする。

※ スクリーン及びプロジェクター以外に必要な器材及びケーブル等については、企画提案者が準備すること。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会は、提出された企画提案書、業務実績調書（様式第2号）、企画提案者が行うプレゼンテーションにより、事業者から提出された提案に対する審査を行う。
- (2) 別表の「⑤実施体制・人員」、「⑦導入実績」、「※事業費加点」及び「※市内加点」の項目については書類審査にて審査委員会の合議により審査し、それ以外の項目については、プレゼンテーションにより、審査委員が独立して審査を行う。
- (3) 審査委員の評価は、別途定める選定基準に基づき行う。
- (4) 候補者は、審査委員会の合計得点が最も高い提案者とする。ただし、最低基準点（審査委

員全員の総得点が満点（1,200点（※1））の60％）以上の者だけを候補者の選定対象とし、本プロポーザルの企画提案者が1者のみであっても、最低基準点以上でなければ選定しない。

※1：審査委員6名のうち欠席者が出た場合には、200点に出席の審査委員の人数に乗じて得た点数を満点とする。

なお、最高点数の者が同点で2者以上ある場合は、選定基準の審査項目のうち、「提案内容」の得点が高い者を候補者とする。また、「提案内容」の得点も同点の場合は、「実施体制・計画」の得点が高い者を候補者とする。さらに、「実施体制・計画」の得点も同点の場合は、くじにより選定する。

別表 審査項目の内訳、審査の視点及び配点

審査項目		審査の視点
提案内容 (120点)	①分析力	アンケート調査の結果をどのように分析し、業務計画策定にどのように活用するのか（分析手法）
	②実現性・有効性	こども・若者・子育て当事者等への意見聴取の手法や計画に反映させる手法について、実現可能であり、効果的なものとなっているか
	③独創性	自社のノウハウを生かした具体的な提案がされているか 提案内容に独自性があり、新たな視点からの工夫があるか
	④姿勢	資料やプレゼンテーションは誠実で、業務に取り組む意欲や積極性が感じられるか
実施体制・計画 (30点)	⑤実施体制・人員	当該業務に精通した担当者の配備など、適切な業務を提供できる体制となっているか
	⑥スケジュール	業務フロー、計画、作業スケジュール等は適切で具体性があるか
業務実績 (40点)	⑦導入実績	こども計画に関する策定業務等について、自治体での十分な実績を有しているか
	⑧実績の活用	実績に基づくノウハウが、計画の策定に向けて活用されているか
※事業費加点（5点）		事業費の見積額に応じ加点
※市内加点（5点）		高知市内における主たる本社又は本店、支社、支店、営業所等の有無に応じ加点